

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月一日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（規則六 一七）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項第三号中「であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十七条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。）」に改める。

第十七条の四第二項を次のように改める。

- 2 月の中途において派遣等となつた場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の通勤手当の支給に関する規則第十七条の二第一項第三号に規定する場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。